

環境・ストック活用推進事業及び住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に関する事務事業を実施する者の公募についての公示

令和7年3月7日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、環境・ストック活用推進事業に関する事務事業及び住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に関する事務事業等を実施する者の公募について公示します。

1. 事業の概要

(1) 事業名

環境・ストック活用推進事業のうち、

- ①「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）及び「既存建築物省エネ化推進事業」を行う者に必要な費用を交付する事務を行う事業
- ②「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」（既採択分）を行う者に必要な費用を交付する事務を行う事業
- ③「住宅生産技術イノベーション促進事業」（既採択分）を行う者に必要な費用を交付する事務を行う事業

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業のうち、

- ④「優良木造建築物等整備推進事業」を行う者に必要な費用を交付する事務を行う事業

(2) 事業の目的

本事業は、上記（1）①～④に掲げる事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、環境・ストック活用推進事業及び建築物カーボンニュートラル総合推進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

※本公募は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業主体の採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

※本公募は、「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」、「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」、「既存建築物省エネ化推進事業」、「住宅生産技術イノベーション促進事業」及び「優良木造建築物等整備推進事業」を実施する者に関する公募ではありません。国土交通省が採択したこれらの事業の採択内容及び補助額等に従って補助金の交付を行う事務を実施する者の公募となります。

(3) 事業内容

以下の事務を行う事業

- 全体設計承認に係る受付
- 交付申請に係る受付、審査、交付決定（※）
- 完了実績報告に係る受付、審査、補助金額の決定（※）

- 補助金支払いに係る受付、審査
- 取得財産の処分承認報告に関する事務
- 採択事業の円滑な実施のための採択事業者の相談対応及び予算の執行管理
- 交付申請等に係る書類の保管等

※補助金申請システム（Jグランツ）を利用した手続きを含む

（４）事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和７年４月上旬 ～ 令和８年３月３１日

（５）補助事業者の要件

次の①～⑥までの全てを満たすことのできる民間事業者等とする。

- ① 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- ② 事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- ③ 事務事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- ④ 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑤ 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ⑥ 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

なお、補助事業者の選定は、１．（１）①～④のそれぞれの事業につき、最も適切な者を特定することとしている。

２．手続等

（１）説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間：令和７年３月７日（金）～令和７年３月21日（金）18時00分
- ② 場所：下記担当部局
- ③ 方法：下記担当よりメールにて送付

説明書の交付を希望する場合は、予め担当まで事前連絡を行うこと。

（２）申込書の提出期限、場所及び方法等

- ①期限：令和７年３月２１日（金）18時00分まで（必着）
- ②場所：下記担当部局
- ③方法：下記担当へ、原則として電子メールにて提出すること。

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）にて提出する場合は予め担当まで事前連絡を行い、４部（正１部・写３部）提出すること。

④電子メールにて提出する場合の注意事項

- ・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。

- ① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。
- ② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。

- ③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。
- ・着信を確認すること。
 - ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。
 - ・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎2004～2015」「Microsoft Word2003～2013」「Microsoft Excel2003～2013」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」

(これ以外での提出は無効)

(3) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局 電話：03-5253-8111

①「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」、「既存建築物省エネ化推進事業」について

担当：参事官（建築企画担当）付 棟口／内線：39-437／電子メール：muneguchi-k2nw@mlit.go.jp

②「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」及び「優良木造建築物等整備推進事業」について

担当：住宅生産課木造住宅振興室 間宮／内線：39-455／電子メール：mamiya-k2m8@mlit.go.jp

④「住宅生産技術イノベーション促進事業」について

担当：住宅生産課 金子／内線：39-435／電子メール：kaneko-m92ta@mlit.go.jp

3. その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 2 (3) に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨について申込書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。